

日本サービス・ラーニング・ネットワーク規約

(名称)

第1条 本会は、「日本サービス・ラーニング・ネットワーク」(英語名: Japan Service-Learning Network) と称する。

(目的)

第2条 本会は、サービス・ラーニングに関する実践的な教育・研究に参画している教職員やサービス・ラーニングに深く関心を持ちその理念に賛同する人々が、経験や情報を交換し、共に学びあい高め合うためのネットワークを構築することを通じて、サービス・ラーニングを広く社会において普及・発展させ、持続可能な市民社会の担い手の育成に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) サービス・ラーニングに関する研究会等の開催
- (2) サービス・ラーニングに関する資料、情報等の収集整理及び提供
- (3) サービス・ラーニングの普及・発展に関わる活動
- (4) サービス・ラーニングの関係諸団体との連絡及び協力
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

3 本会は、目的を達成するために次の各号に掲げる財政活動を行う。

- (1) 会費の徴収
- (2) その他の収益活動
- (3) 第3条第1項第1号から5号に掲げる事業に関わる支出

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する個人会員及び法人・団体会員をもって構成する。

2 本会への入会は、申請書の提出を受けて、理事会で承認する。

3 個人会員及び法人・団体会員は、総会に出席し議決を行うことができる。

(会費)

第4条の2 会員は、毎年次の各号に掲げる当該年度の会費を納入しなければならない。

- (1) 個人会員 5,000円
- (2) 法人・団体会員 10,000円

2 前項の規定にかかわらず、年度中途に新たに入会した会員は、理事会が別に定めるところにより、当該年度の会費を納入するものとする。

(退会)

第 4 条の 3 退会を希望する会員は、その旨を事務局に申し出て、理事会の承認を受けて退会するものとする。

2 会員が継続して 2 年以上会費を滞納した場合は、申出の有無にかかわらず、退会の意思を表示したものとみなす。

(除名)

第 4 条の 4 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) 本会の義務に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき

(会員の資格の喪失)

第 4 条の 5 会員本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人・団体が消滅したときは、会員の資格を喪失するものとする。

(役員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 代表理事

(2) 副代表理事

(3) 理 事

(4) 監 事

2 理事のうち 2 名以内を代表理事とすることができる。

3 役員は、個人会員から総会において選任する。

4 代表理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

5 代表理事は本会を総理し、総会及び理事会を招集し議長を務める。

6 代表理事は、理事の中から、事故あるときの代表代行を予め指名しておく。

7 理事は、この会則に定めるところにより、職務を執行する。

8 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

9 役員任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(理事会)

第 6 条 本会に執行機関として理事会を置く。

2 理事会は、代表理事が召集する。

3 理事会は、本会の運営に当たり、事業の企画・実施に関し審議決定する。

4 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。ただし、書面、ファクシミリ又は電磁的方法による委任状の提出をもって出席と認めることができる。

5 代表理事の判断により、理事以外の者を理事会に出席させることができる。

6 議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(部会)

第7条 本会は、第3条の事業を遂行するためにするために必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、理事会の承認を得たうえで、原則として本会の会員をもって構成する。

3 部会は、部会長、副部会長、委員若干名で構成し、構成員の任期は特に定めない。

(総会)

第8条 本会の総会は会員をもって構成し、年1回開催するものとする。

2 総会は、代表理事が招集する。

3 総会は、会員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。
ただし、書面、ファクシミリ又は電磁的方法による委任状の提出をもって出席と認めることができる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 本会の前年度の活動報告及び決算

(2) 本会の新年度の活動方針及び予算

(3) その他理事会が必要と認めた事項

5 議事は、出席する会員の過半数をもって決する。

6 理事会は、必要に応じて臨時総会を開催できる。

(事務局)

第9条 本会に、次の各号に掲げる事務を所掌する事務局を置く。

(1) 理事会に関わる事務

(2) 会員総会に関わる事務

(3) その他本会の運営に関わる事務全般

2 前項の事務局に、次の各号に掲げるスタッフを置く。

(1) 事務局長

(2) 事務局員

3 事務局長は、第5条第1項第3号の理事を兼務する。

4 事務局長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会計)

第10条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

3 事業実施にかかる旅費及び謝金の取扱いについては、別途定める。

(本規約の改正)

第11条 本規約は、総会の議を経て改正することができる。

附則

1. 本会の設立年月日は、2014年4月1日とする。
2. 設立当初の役員は、次のとおりとする。
秋元みどり(企画)、市川享子(副代表)、金城さつき(企画)、黒沼敦子(副代表)、杉本昌彦(会計)、武田直樹(副代表)、村上むつ子(代表)、山下美樹(監事)
3. 設立当初の運営委員および役員の任期は、2018年3月31日までとする。
4. 本会および、その事務局は、「東京都三鷹市大沢3-10-2 国際基督教大学サービス・ラーニング・センター内」に置く。
5. 本規約は、2017年4月4日から施行する。

附則（2019年5月18日）

（全面改正）

1. 会の名称を「サービス・ラーニング・ネットワーク」から「日本サービス・ラーニング・ネットワーク」に変更する。
2. 本会および、その事務局は、「高知県高知市曙町二丁目5番1号 高知大学地域協働学部サービス・ラーニング研究室」に置く。
3. この改正規約は、2019年5月18日から適用する。

附則（2020年9月22日）

（一部改正）

1. 第5条第3項中、「会員」を「個人会員」に改める。
2. この改正規約は、2020年9月22日から適用する。